平成２８年（フ）第２１６号
茨城県ひたちなか市大字東石川1293番地２　アルカディアⅡ105号
債務者　野呂　愼豪
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第９３７号
札幌市手稲区前田２条４丁目４番４―106号
債務者　藤原　　学
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　實重　洋祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３６号
山形市馬見ケ崎３丁目21番17―102号　サーパス馬見ケ崎
債務者　海野　　新
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　手塚　孝樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５５号
三重県伊勢市藤里町232番地15　藤里マンションＤ号室
債務者　平川　元子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成28年９月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河之口　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１５４号
三重県桑名市大字蓮花寺611番地113
債務者　金原　裕二
1　決定年月日時　平成28年９月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾市　淳二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第４０４号
埼玉県川越市岸町２丁目33番地２（ドリーミ静105号室）、前住所埼玉県上尾市大字平方2594番地８
債務者　河野　陽子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　庸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１０４６号
さいたま市浦和区常盤１丁目２番25―503号
債務者　佐々木寛史
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲里　建良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３３８号
北海道江別市朝日町17番地の２　あけぼの団地Ｋ８―43
債務者　伊藤　好美
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３９４号
札幌市豊平区旭町７丁目１番12号　林マンション２Ｆ２号
債務者　林　　宣男
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５０６号
札幌市東区北38条東９丁目１番21―301号
債務者　佐藤　考司
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５１８号
札幌市白石区本通４丁目南５番21―207号
債務者　三國　理恵
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５２６号
札幌市北区麻生町１丁目３番８―201号
債務者　常田　美樹（旧姓小寺）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５３３号
札幌市東区北33条東13丁目２番５―101号
債務者　伊吹　朋子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５４２号
北海道恵庭市有明町１丁目13番１―304号
債務者　室本　孝男
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５４９号
札幌市中央区南12条西８丁目１番１号　パシャ128―301号
債務者　庄司希志子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５５６号
札幌市西区琴似１条５丁目３番22―503号
債務者　加納　玲奈
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９号
山形県酒田市東泉町２丁目７番地の20　Ｄ棟、前住所山形県酒田市東泉町３丁目３番地の10　Ａ号
債務者　三浦　智美
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
山形地方裁判所酒田支部